

諸規程の改正

5 会員に関する規程

(3号会員) 第3条

2024年3月 9日 第4回理事会承認

2024年4月 1日 施行

諸規程 第3条 3号会員は定款第15条第1項第8号に定めるものとし、その維持会費（年額）は次のように定める。既納の維持会費は、これを返還しない。

条文番号	現行	条文番号	改正	備考
5 (3号会員) 第3条	<p>第3条 3号会員は定款第15条第1項第8号に定めるものとし、その維持会費（年額）は次のように定める。既納の維持会費は、これを返還しない。</p> <p>(1) 通常維持会員 10,000円より</p> <p>(2) 特別維持会員 100,000円より</p> <p>(3) 法人維持会員 100,000円より</p> <p>(4) 理事・幹事 120,000円より</p> <p>ただし、40歳未満の者は半額とし、非執行理事は任意とする。</p> <p>(5) 評議員 60,000円より</p>		<p>(4) 理事・幹事 120,000円より</p> <p>ただし、40歳未満の者は半額とし、30歳未満の者及び非執行理事は任意とする。</p>	<p>(4) 30歳未満の者について追加</p>